

申請に対する処分個別票

所管局担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (施設管理) (06-6572-2674) 施設課 (緑地管理) (06-6572-4050) 海務課 (海務) (06-6571-1745) 海務課 (埠頭) (06-6572-4033) 計画整備部 事業戦略課 (06-6615-7766)
処分担当名	同上
処分の名称	港湾施設の使用料等の減免
概要	港湾施設の使用もしくは占用の許可を受けた者は、大阪市港湾施設条例で定める使用料等を納付する必要がありますが、一定の要件を満たす場合においては、大阪市港湾施設条例第18条の規定により、これらの使用料等を減額又は免除することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例 (昭和39年4月1日条例第76号) 第18条第3項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市港湾施設条例施行規則 (平成21年3月30日規則第79号) 第17条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎ 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料等を減額又は免除することがあります。</p> <p>① 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は、公益事業の用に供するため施設を使用し、又は占有するとき</p> <p>② 暴風雨、火災その他の災害により施設の全部若しくは一部を使用し、又は占有することができないとき</p> <p>③ 親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する外国船舶が施設を使用するとき</p> <p>④ 港湾法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶が施設を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「港湾法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶」とは、次の船舶をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備救難に従事する船舶 ・ 海象又は気象の観測に従事する船舶 ・ 漁業監視船 ・ その他政令で定める船舶 ○ 「その他政令で定める船舶」とは、次の船舶をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航海訓練に従事する船舶 ・ 漁業練習又は漁業調査に従事する船舶 ・ 航路標識の管理に従事する船舶 ・ 水路の測量に従事する船舶 ・ 学術研究に従事する船舶 ・ 海外からの日本国民の集団的引揚輸送に従事する船舶 <p>⑤ 市長が大阪港の振興対策上必要があると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「大阪港の振興対策上必要がある」とは、次の場合をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪港と他港との間で新規に開設される航路により入港する第一船が、施設を使用するとき ・ 大阪港に初入港する外航コンテナ船が施設を使用するとき ・ 内航貨物船で港内シフトするとき ・ 内航旅客船が係留施設を1日に複数回しようするとき ・ 外航船が空コンテナを取り扱うとき ・ 内航船がコンテナを取り扱うとき ・ トランシップコンテナを取り扱うとき ・ 前年度に比しコンテナ取扱量が増加したとき ・ 一体使用荷さばき地においてコンテナを取り扱うとき ・ 一体使用荷さばき地において係岸荷役を行わないとき ・ 海貨専業者及び海貨事業共同組合が上屋を使用するとき ・ 青果物上屋の使用にあたり他港の青果物上屋を利用した場合に比べて競争上劣位となるとき ・ 700総トン以上の内航船で、大阪港で荷役する貨物のうち国際海上コンテナが過半を占めるとき ・ 大阪港に入港するクルーズ客船 (13人以上の旅客定員を有する船舶で、宿泊施設を有する旅客船 (フェリーを除く)) が施設を使用するとき ・ 大阪港に入港する外航定期フェリーが施設を使用するとき <p>⑥ 市長がその他特別の事由があると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「特別の事由がある」とは次の場合をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は地方公共団体の要請により、公用又は公共の用に供するため、施設を使用し、又は占有するとき (例：防災訓練) ・ 市長が港湾管理上又は港湾工事施行上必要と認めて行った要請により、施設を使用し、又は占有するとき (例：港湾工事施行に伴う網取施設、船舶給水応援にかかる船舶給水施設からの水受) ・ 本市の主催する行事に参加するため、施設を使用し、又は占有するとき (例：帆船等の一般公開、港めぐり) ・ 大阪市道路占用料条例第3条第1項第1号～第3号又は第2項第1号若しくは第2号に掲げるものにより施設を占有するとき (道路法第35条に規定する事業及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの、鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業の用に供する施設、公職選挙法による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件、市街地改造事業又は土地区画整理事業によって築造される道路内の移転が完了していない家屋、前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの) ・ その他具体のケースにより、特別の理由があると認められる場合があります。
標準処理期間	7日
経由日数	なし

提出先	大阪港湾局 施設管理部 施設課（施設管理、緑地管理）、海務課（海務、埠頭） 計画整備部 事業戦略課
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする使用料等の対象となる施設を所管する担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 施設課（施設管理、緑地管理）、海務課（海務、埠頭） 計画整備部 事業戦略課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000515617.html
備考	